

役員報酬額一部改正

別表1 会議及び委員会等報酬（第3条・第6条）

名称	報酬	備考
理事会・評議員会	10,000 円	
評議員選任・解任委員会	10,000 円	
経営事業検討委員会	10,000 円	
第三者委員会	5,000 円	
入所検討委員会	5,000 円	江戸川地区、浦安地区
運営協議員会	5,000 円	千代田地区

※上記報酬は源泉所得税徴収後の額とする。

別表2 役員等業務報酬（第4条）

名称	報酬月額	備考
理事長	月額350,000円	週3日以上 } 法人運営業務に携わった場合 週2日以上 }
〃	月額200,000円	
施設長兼理事長	月額100,000円	
施設長兼業務執行理事	月額 50,000円	
顧問	月額100,000円	週1日以上、法人運営業務に携わった場合
理事、評議員業務報酬	10,000 円	指導検査、入札立会等

※施設職員を兼ねる役員には交通費は支給しない。

※理事、評議員業務報酬は源泉所得税徴収後の額とする。

別表3 監事報酬（第5条）

名称	報酬	備考
監事業務報酬	10,000 円	指導検査、入札立会等
会計、業務監査等	30,000円(1単位)	1単位：5時間以上

※監事業務報酬は源泉所得税徴収後の額とする。

別表4 出張旅費（第9条）

区分	日当（一日当たり）	宿泊費	備考
日帰り出張	10,000円	非該当	
宿泊を伴う出張	15,000円	実費	

※宿泊費の実費は2万円を限度とする。

※別表2の施設職員を兼ねた役員以外の交通費は支給申請書に基づき支給する。

本付表は 平成29年4月1日から施行する。

本付表は 平成29年11月20日一部改正する。

本付表は 令和2年7月1日一部改正する。